４高福第 1097 号
令和４年７月 15 日

各高齢者施設等管理者　様

愛知県福祉局高齢福祉課長
（　公　印　省　略　）

第７波・感染急拡大の抑制に向けて感染防止対策の再徹底とワクチン接種のお願い（依頼）

愛知県では、６月２１日から新型コロナウイルス感染症の第７波に突入し、新規陽性者数は増加傾向にあります。特に、これから８月にかけては、３連休、夏休み、お盆など、人流が増加することが見込まれ、感染拡大が懸念されますので、介護サービス等の提供にあたっては、引き続き、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、発熱した従業者の休暇取得等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。

また、感染発生に起因する従業員の療養等により、事業活動が低下する恐れがありますので、各施設等におきましては、事業継続計画（ＢＣＰ）を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

なお、別紙知事からのメッセージを御確認いただき、新型コロナワクチン４回目接種にも、御協力いただきますようお願いします。

記

○ 陽性者が発生した場合の対応方法等

・「高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について」　URL：https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/418237.pdf

・「介護現場における感染対策の手引き」、「介護職員のための感染対策マニュアル」　URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

・医療体制緊急確保チームが作成した動画
URL：https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/clusterdouga.html

・県看護協会が作成した介護施設・高齢者施設向け感染対策の講座（動画）
URL：https://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/398/

○ クラスター発生及び感染拡大を抑制するための支援策

＜職員に対するスクリーニング検査＞

入所系施設、短期入所・通所系事業所（「医療みなし」を除く）において、利用者に接する業務に従事する職員に対する定期的なＰＣＲ検査（無料）を実施しております。

※委託先事業者（エクスコムグローバル株式会社）相談窓口
052-485-6351

＜クラスター発生時の医師・看護師派遣＞

福祉施設においてクラスターが発生した場合に、当該施設に医師・感染管理認定看護師等を派遣し、感染拡大防止、通常の運営体制等への早期復帰を支援します。

※連絡先：管轄の保健所

＜クラスターが発生した高齢者施設等への医療機関の紹介＞

高齢者施設等においては、コロナ陽性者が確認された場合の医療体制を予め整備しておくことが重要であるため、医師・看護師の往診・派遣を要請できる協力医療機関を事前に確保するなどにより、今後の感染拡大に備えてください。

なお、入所・入居系施設において、クラスター発生により施設内療養を余儀なくされ、医療提供を受ける必要があるにもかかわらず、依頼先に心当たりがない場合、愛知県医師会において医療機関の紹介が行われています。

時間	連絡先	TEL	FAX
平日(9:00～17:00)	愛知県医師会医療業務部第3課	(052)241-4143	(052)241-4130
土日祝日及び平日(上記時間外)	愛知県救急医療情報センター	(052)263-1146	(052)264-1298

＜衛生資材等の購入補助、配布＞

罹患者発生施設等に対し、県が保有する衛生用品を緊急的に配布するとともに、施設における衛生用品の購入、消毒実施等に要する費用等への補助を行います（介護サービス確保対策事業費補助金）。

※令和４年度の申請方法については、８月上旬をめどに、改めて周知します。

○ 事業継続計画（ＢＣＰ）の点検・策定

※令和３年４月から、全サービスについて BCP の作成が義務づけられています。（令和６年３月まで努力義務）

・「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、様式等

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

・「介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修」

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

○退院患者の介護施設における適切な受入れについて

退院基準を満たし退院した者の介護施設での受入れにかかる留意点・報酬請求上の特例等については、下記の文書に示されていますので、内容を確認の上、適切に対応してください。

・「退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について（令和４年６月７日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）

URL：https://www.mhlw.go.jp/content/000948038.pdf

○ 高齢福祉課からの新型コロナ感染症関連のお知らせ

URL:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronatsuuti.html

担　当　施設グループ
電　話　052-954-6287（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
担　当　介護保険指定・指導グループ
電　話　052-954-6289（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）